

## 国民年金システム 標準仕様書（案）に対する意見照会 説明資料

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社（「地方自治体における情報システム（国民年金）の標準仕様書作成に向けた調査研究等 一式」事業 受託事業者）

2022年5月25日

# 目次

---

1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的	2
2. 標準仕様書（案）について	8
参考 標準仕様書に対する質問回答一覧（別紙）について	12

---

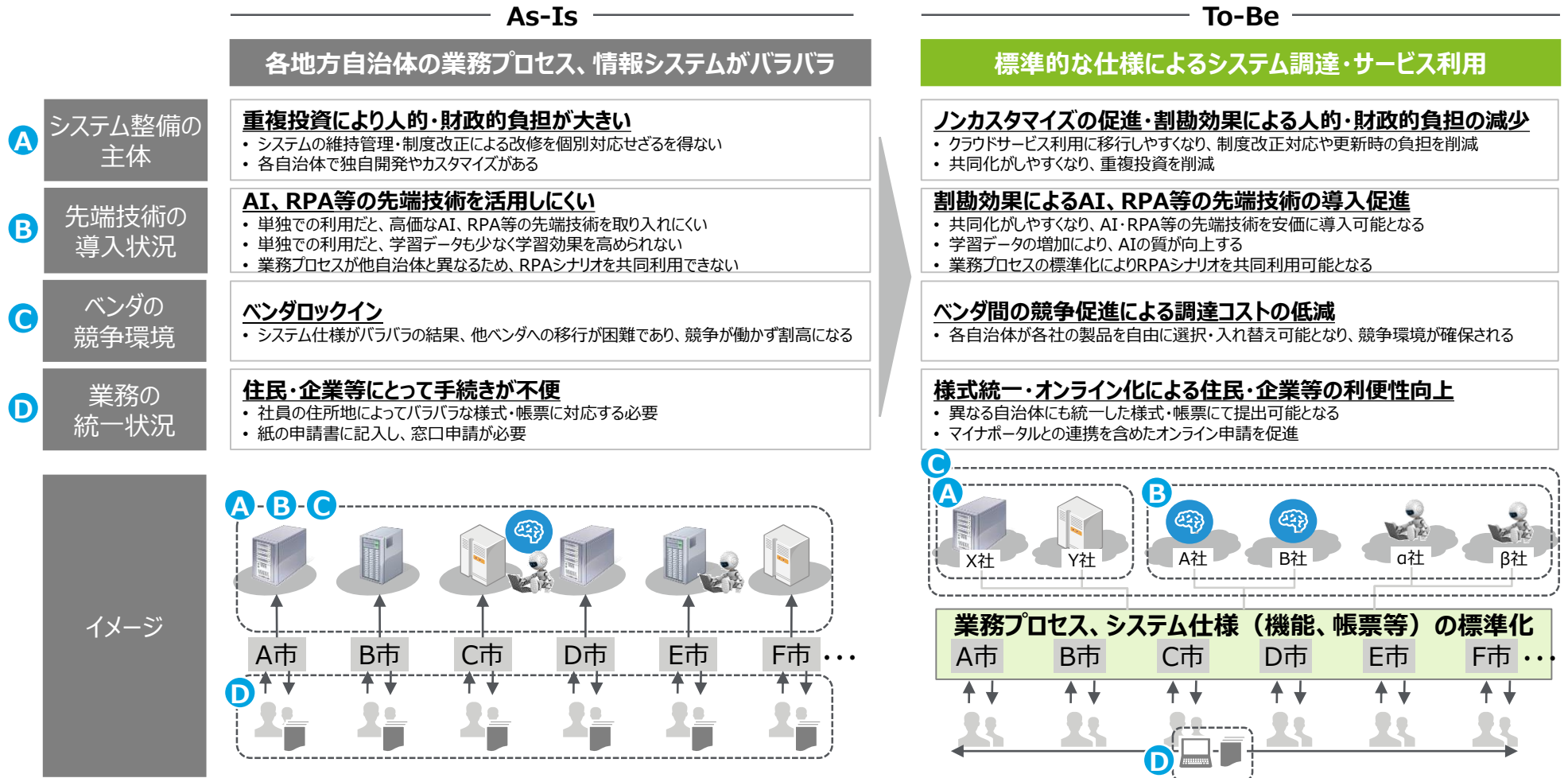
# **1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的**

# 1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

## 1.1. 自治体システム標準化等の目指す姿

住民サービス向上に係る工数・予算の原資を捻出するために自治体における職員の業務負担軽減、システム構築・維持費の削減が必要であり、これを実現するために業務プロセス・情報システムの標準化等に取り組んでいます

### 業務プロセス・情報システムの標準化等により目指す姿

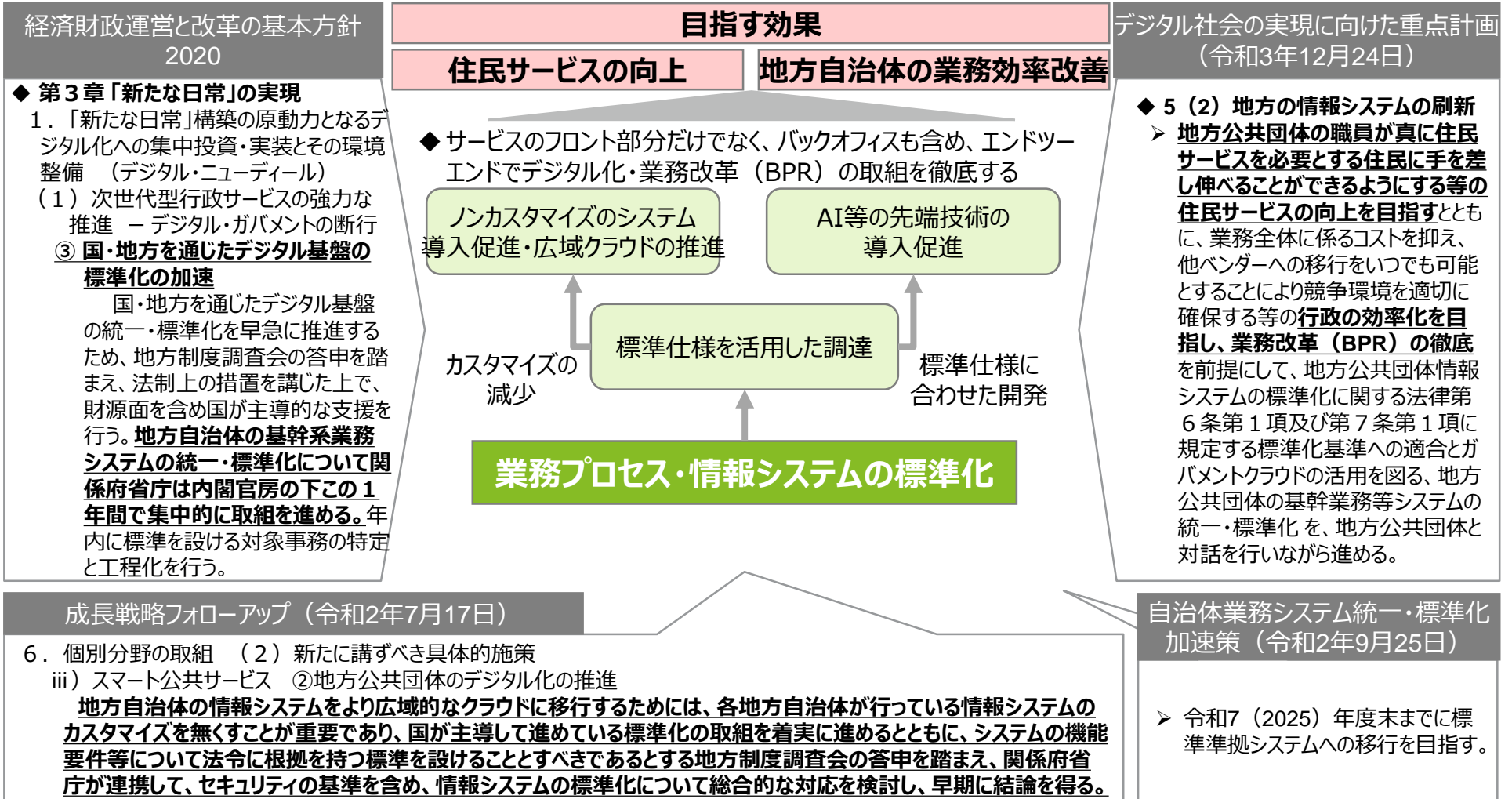


# 1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

## 1.2. 自治体システム標準化等の意義

自治体システム標準化等は、これまで各自治体が独自に発展させてきた業務支援システムに対して、標準化・共有化（以下「標準化等」という。）や業務プロセスの見直しを行い、最終的には住民サービスの向上・地方自治体の業務効率改善を目指すものであると理解しています

### 自治体システム標準化等の意義



# 1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

## 1.3. 標準化対象の業務

現在、自治体の主要業務・基幹系情報システムを対象とした標準仕様の作成が関係府省で推進されており、国民年金は、令和4（2022）年夏の標準仕様作成を目指す「第2グループ」に含まれています

### 標準化対象の業務

#### 地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の検討対象業務

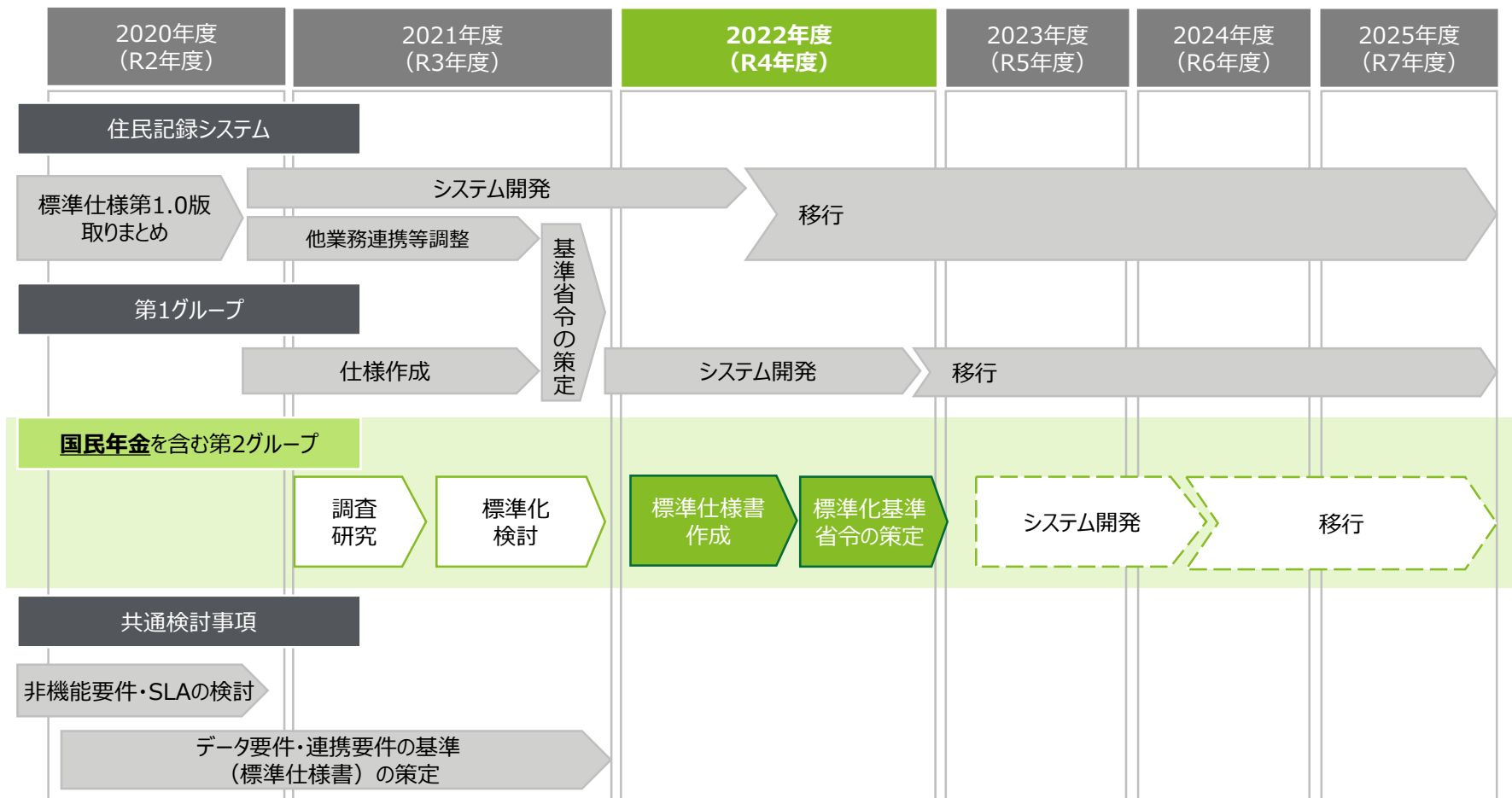


# 1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

## 1.4. 事業全体のスケジュール

令和3年度より調査・標準化検討を行い、令和7年度までの移行を目指して推進するスケジュールとなっています

### 事業全体のスケジュール



# 1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

## 1.5. 参考 デジタル社会の実現に向けた重点計画、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（抜粋）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抜粋）

### 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

#### (2) 地方の情報システムの刷新

地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指す。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧聴いて進める。

#### 制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）125を改定する。児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、**国民年金**、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年5月19日公布・同年9月1日施行）（抜粋）

（趣旨）国民が行政手続きにおいて情報通信技術の便益を享受できる環境を整備すると共に、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムについて、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

（概要）①情報システムの標準化の対象範囲（標準化の対象となる事務を政令で定める）②国による基本方針の策定③情報システムの基準の策定（所管大臣は①の事務処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定・策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施④地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③に定める基準に適合することが必要



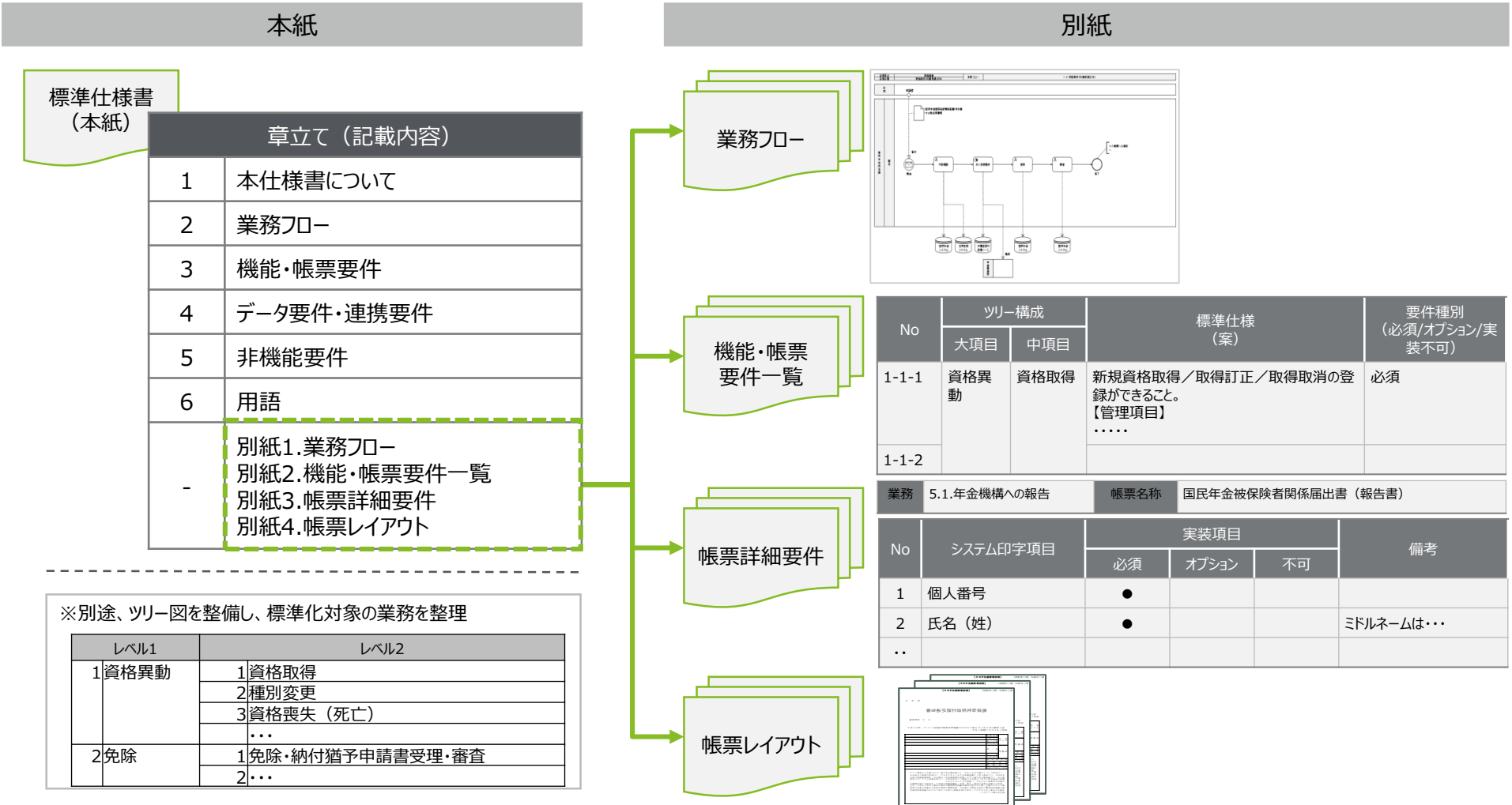
## 2. 標準仕様書（案）について

## 2. 標準仕様書（案）について

### 2.1. 標準仕様書構成

標準仕様書は、本紙を最上位文書とし、別紙として、「標準業務フロー」「機能・帳票要件一覧」「帳票詳細要件」「帳票レイアウト」から構成されます

#### 標準仕様書の全体構成



## 2. 標準仕様書（案）について

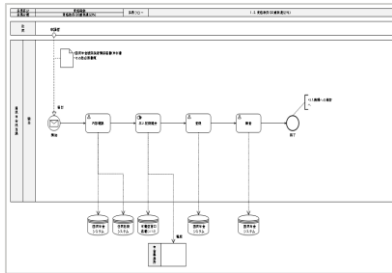
### 2.2. 標準仕様書別紙の概要

「標準業務フロー」「機能・帳票要件一覧」「帳票詳細要件」「帳票レイアウト」の概要は次のとおりです

#### 標準仕様書の全体構成（別紙）

##### 別紙

業務フロー



機能・帳票要件一覧

No	ツリー構成		標準仕様 (案)	要件種別 (必須/オプション/実装不可)
	大項目	中項目		
1-1-1	資格異動	資格取得	新規資格取得／取得訂正／取得取消の登録ができること。 【管理項目】 .....	必須
1-1-2				

業務フローは、業務運用をイメージできるものとして定義しているものです。機能・帳票要件の確認に際し、標準的な運用のモデルとして参考にしてください。

市町村がこのフローと全く同じ運用を実施しなければならないわけではありませんが、業務フローをベースに機能・帳票要件を検討しているため、機能・帳票要件に影響するような事務の差異があれば、回答をお願いします。

機能・帳票要件は、システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定するものです。各機能について、「実装必須」「オプション」「実装不可」を分類しています。※帳票要件として定義する帳票の範囲は、本紙 第3章 1(6)を参照ください。

帳票詳細要件は、機能・帳票要件で示した帳票について、システム印字項目等を定義しています。

帳票レイアウトは、帳票詳細要件で定義した帳票のレイアウトを参考として示したものです。

帳票詳細要件

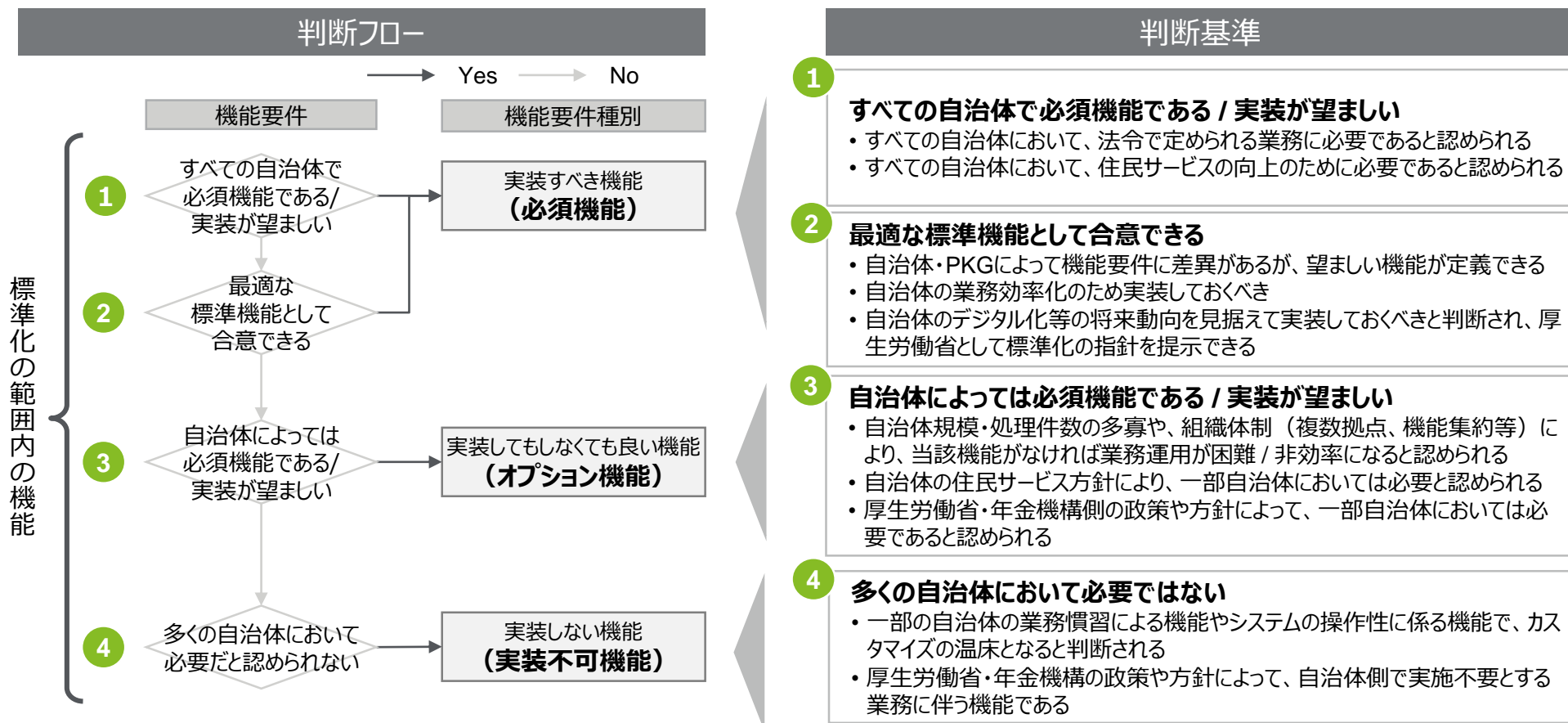
No	システム印字項目	実装項目			備考
		必須	オプション	不可	
1	個人番号	●			
2	氏名(姓)	●			ミドルネームは...
..					

帳票レイアウト



# (補足) 機能・帳票要件の種別 (必須/オプション/実装不可) の考え方

標準仕様 (機能・帳票要件) では、デジタル庁が示す標準化方針に従って、以下の判断フロー・判断基準をもとに機能・帳票要件の各項目について、「必須機能」・「オプション機能」・「実装不可機能」の要件種別を設定しました



標準化の範囲内の機能

- 標準化の範囲内、上記のように定義しない機能 (= 標準仕様書に明記されていない機能) は、実装しない機能 (実装不可機能) とする
- 標準化の範囲外とした機能は、地方自治体からの要求、ベンダーの実装は、いずれも任意とする
- 画面要件や専ら操作性に関する便利機能は原則、標準化の範囲外とする

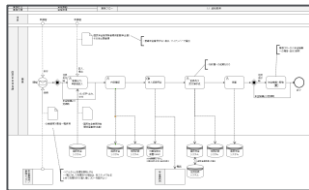
**参考 標準仕様書に対する質問回答一覧（別紙）について**

# 参考 標準仕様書に対する質問回答一覧（別紙）について

参考 標準仕様書質問回答一覧（別紙）は、標準仕様書（本紙、業務フロー、機能・帳票要件、帳票詳細要件）に対して、令和3年度の調査研究事業においていただいたご質問及び、そのご回答を「質問回答一覧」にて取りまとめたものです。意見照会へのご回答にあたり、ご一読をお願いいたします

## 質問受付 タイミング

ワーキングチーム  
分科会



## 質問対象

- ツリー図
- 標準業務フロー
- 機能・帳票要件一覧
- 帳票詳細要件

## 質問回答一覧（ご提示資料）

✓ 令和3年度の調査研究事業においていただいたご質問と、それに対する回答を抽出して作成

✓ **標準仕様書（案）** に対しご意見いただく際は、すでにご質問・ご回答をしている場合もございますので、**事前に参考「標準仕様書に対する質問回答一覧」（別紙）をご参照ください**

研究会

- 標準仕様書（たたき台）一式
  - 標準業務フロー
  - 機能・帳票要件一覧
  - 帳票詳細要件

意見照会

- 標準仕様書（素案）一式
  - 本紙
  - 標準業務フロー
  - 機能・帳票要件一覧
  - 帳票詳細要件